

- 別紙2「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.33 15行目 (改正前)	<p>② 介護保険との関係</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)による指定訪問介護事業又は第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)(以下この②において「指定訪問介護等」という。)の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護(以下この②において「指定居宅介護等」という。)の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。</p>	<p>② 介護保険との関係</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)による指定訪問介護<u>又は</u>の事業又は第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)(以下この②において「指定訪問介護等」という。)の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護(以下この②において「指定居宅介護等」という。)の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。</p>
2	P.34 13行目 (改正前)	<p>③ 移動支援事業との兼務について</p> <p>サービス提供責任者は、(2)の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業(法第5条第26項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。)の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>③ 移動支援事業との兼務について</p> <p>サービス提供責任者は、(2)の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業(法第5条第24項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。)の職務に従事することができるものとする。</p>

3	P. 66 1 行目 (改正後)	<p>① 同条第1号の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり (虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成) ・ 虐待防止のチェックとモニタリング (虐待が起りやすい職場環境の確認等) ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討 (虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) <p>の3つがある。</p>	<p>① 同条第1項の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり (虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成) ・ 虐待防止のチェックとモニタリング (虐待が起りやすい職場環境の確認等) ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討 (虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) <p>の3つがある。</p>
4	P. 68 4 行目 (改正後)	<p>③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施 (年1回以上) するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。</p>	<p>③ 同条同項第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施 (年1回以上) するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>④ 同条同項第3号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。</p>
5	P. 72 8 行目 (改正前)	<p>② 離島その他の地域の取扱い</p> <p>離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準 (地域) については、下記の地域である (「厚生労働大臣が定める</p>	<p>② 離島その他の地域の取扱い</p> <p>離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準 (地域) については、下記の地域である (「厚生労働大臣が定める</p>

		<p>離島その他の地域」(平成18年厚生労働省告示第540号)を参照)。</p> <p>ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島</p> <p>ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</p> <p>エ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島</p>	<p>離島その他の地域」(平成18年厚生労働省告示第540号)を参照)。</p> <p>ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島</p> <p>ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</p> <p>エ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島</p>
6	P.97 20行目 (改正後)	<p>(24) 準用(基準第76条)</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第33条の2、第35条の2から第37条第1項及び第38条から第40条の2までの規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、<u>(23)</u>及び<u>(26)</u>から<u>(31)</u>までを参照されたい。</p>	<p>(24) 準用(基準第76条)</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第33条の2、第35条の2から第37条第1項及び第38条から第40条の2までの規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)及び<u>(25)</u>から<u>(30)</u>までを参照されたい。</p>
7	P.105 20行目 (改正後)	<p>(4)の2 職場への定着のための支援等の実施(基準第85条の2)</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>	<p>(4)の2 職場への定着のための支援等の実施(基準第85条の2)</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>
8	P.107 11行目 (改正前)	<p><u>(削除)</u></p>	<p>③ <u>その他運営に関する重要事項(第12号)</u></p> <p><u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働</u></p>

			<p>省告示第 116 号) 第二の三に規定する<u>地域生活支援拠点等</u>である場合は、その旨を規定し、「<u>地域生活支援拠点等の整備促進について</u>」(平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) の 2 の (1) で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>
9	P. 108 25 行目 (改正後)	<p>③ <u>その他運営に関する重要事項 (第 12 号)</u> <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成 29 年厚生労働省告示第 116 号) 第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」 (平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) の 2 の (1) で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p>	(略)
10	P. 109 14 行目 (改正後)	<p>(12) 準用 (基準第 93 条) ① 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条及び第 75 条の規定は、指定生活介護の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(3) から (7) まで ((3) の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、<u>(23) 及び (26) から (32) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで、(15)、(17)、(19)、(22) 及び (23) を参照されたい。</u></p>	<p>(12) 準用 (基準第 93 条) ① 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条及び第 75 条の規定は、指定生活介護の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(3) から (7) まで ((3) の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、<u>(22) の 2 及び (25) から (31) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで、(15)、(17)、(19)、(22) 及び (23) を参照されたい。</u></p>

11	<p>P.113 10 行目 (改正後)</p>	<p>(2) 準用 (基準第 93 条の 5)</p> <p>① 基準第 93 条の 5 の規定により、基準第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条、第 75 条、第 77 条、第 79 条及び前節 (第 93 条を除く。) の規定は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の 3 の (1) から (7) まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、<u>(23)</u> 及び <u>(26)</u> から <u>(32)</u>、<u>第四の 1 の (7)</u>、<u>第四の 3 の (6)</u> から (9) まで、(15)、(17) から (19) まで、<u>(22)</u>、(23) まで、第五の 3 (<u>(12)</u> を除く) を参照されたい。</p> <p>② <u>①により準用される第 10 条については、第五の 3 の (12) の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>③ <u>①により準用される基準第 58 条で定める生活介護計画について、指定児童発達支援事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</u></p> <p>④ <u>①により準用される基準第 69 条及び第 89 条第 4 号に</u></p>	<p>(2) 準用 (基準第 93 条の 5)</p> <p>① 基準第 93 条の 5 の規定により、基準第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条、第 75 条、第 77 条、第 79 条及び前節 (第 93 条を除く。) の規定は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるため、第三の 3 の (1) から (7) まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、<u>(22) の 2</u> 及び <u>(25)</u> から <u>(31)</u> まで、<u>第四の 2</u>、<u>第四の 3 の (6)</u> から (9) まで、(15)、(17) から (19) まで、<u>(21)</u> から (23) まで、第五の 3 (<u>(11)</u> を除く) を参照されたい。</p> <p><u>(略)</u></p>
----	------------------------------	--	--

		<p>については、第五の3の(12)の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>	
12	P.121 16行目 (改正前)	(削除)	<p>6 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当生活介護の基準（基準第94条）</p> <p>基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供した場合をいうものであり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93</p>

			<p>条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。(基準第94条第2号)</p> <p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施される「サービス管理責任者研修」(介護分野)及び「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係</p>
--	--	--	--

			<p>るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条第3号）</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第94条第4号）</p> <p>（2）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第94条の2）</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅</p>
--	--	--	--

			<p>介護等」という。)を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当生活介護とみなすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。)第 54 条の 12 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 6 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者</p>
--	--	--	--

			<p>及び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあつては、18人）以下とすること。（基準第94条の2第1号）</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第163条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第172条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。（基準第94条の2第2号）</p>
--	--	--	---

			<p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人 イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。（基準第 94 条の 2 第 3 号）</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 6 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づ</p>
--	--	--	---

			<p>き実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条の2第4号）</p> <p>⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第94条の2第5号）</p> <p>(3) 準用（基準第95条）</p> <p>基準第82条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第五の3の(1)（第三の3の(11)の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p>
13	P.138 8行目 (改正後)	<p>(8) 準用（基準第125条）</p> <p>第9条、第11条から第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第60条、第66条、第68条、第70条、第74条、第87条及び第90条から第92条までの規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで（(3)の②を除く。）、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、<u>(23) 及び (26) から (33) まで並びに</u>第四の3の(9)、(15)、(17)、(19)及び(22)並びに第五</p>	<p>(8) 準用（基準第125条）</p> <p>第9条、第11条から第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第60条、第66条、第68条、第70条、第74条、第87条及び第90条から第92条までの規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで（(3)の②を除く。）、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、<u>(22) の2 及び (25) から (32) まで並びに</u>第四の3の(9)、(15)、(17)、(19)、<u>(20)、(21)</u></p>

		の3の(6)、(9) <u>から(11)</u> を参照されたい。	及び(22)並びに第五の3の(6)、(9) <u>及び(10)</u> を参照されたい。
14	P.140 5行目 (改正後)	<p>(2) 準用 (基準第125条の4)</p> <p>基準第125条の4の規定により、基準第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節(第124条及び第125条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、<u>(23)、(26)から(33)</u>まで、第四の1の(7)、第四の3の(9)、(15)、(17)から(19)まで、(22)、第五の3の(6)、(9)から(11)、第六の4((7)、(8)を除く)を参照されたい。</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>	<p>(2) 準用 (基準第125条の4)</p> <p>基準第125条の4の規定により、基準第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節(第124条及び第125条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、<u>(22)の2、(25)から(32)</u>まで、第四の1の(7)、第四の3の(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、<u>(21)、(22)</u>、第五の3の(6)、(9)、(10)、第六の4((7)、(8)を除く)を参照されたい。</p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>
15	P.154 4行目 (改正後)	<p>(4) 準用 (基準第162条)</p> <p>① 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業に準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)から(10)まで((3)の②を除く。)、(12)、(13)、(17)、</p>	<p>(4) 準用 (基準第162条)</p> <p>① 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業に準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)から(10)まで((3)の②を除く。)、(12)、(13)、(17)、</p>

		<p><u>(23) 及び (26) から (32) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、 (15)、 (17) から (19) まで、 (22) 及び (23) 並びに第五の 3 の (4) の 2 から (11) までを参照されたい。</u></p> <p><u>② 基準第 162 条の規定により準用される第 10 条については、第五の 3 の (12) の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>③ 同条の規定により準用される第 69 条については、第五の 3 の (12) の③のとおり取り扱うものとする。</u></p>	<p><u>(22) の 2 及び (25) から (31) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、 (15)、 (17) から (19) まで及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (4) の 2 から (10) までを参照されたい。</u></p> <p><u>(略)</u></p>
16	P. 156 3 行目 (改正後)	<p>(2) 準用 (第 162 条の 4)</p> <p>① 基準第 162 条の 4 の規定により、基準第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条、第 75 条、第 79 条、第 85 条の 2 から第 92 条まで、第 155 条及び前節 (第 162 条を除く。) の規定は、共生型自立訓練 (機能訓練) の事業について準用されるものであるため、第三の 3 の (1)、(3) から (10) まで ((3) の②を除く。)、(12)、(13)、(17)、<u>(23) 及び (26) から (32) まで並びに第四の 1 の (7)、3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、 (15)、 (17) から (19) まで、 (22) 及び (23) 並びに第五の 3 の (4) の 2 から (11) まで並び</u></p>	<p>(2) 準用 (第 162 条の 4)</p> <p>① 基準第 162 条の 4 の規定により、基準第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 74 条、第 75 条<u>まで</u>、第 79 条、第 85 条の 2 から第 92 条まで、第 155 条及び前節 (第 162 条を除く。) の規定は、共生型自立訓練 (機能訓練) の事業について準用されるものであるため、第三の 3 の (1)、(3) から (10) まで ((3) の②を除く。)、(12)、(13)、(17)、<u>(22) の 2 及び (25) から (31) まで並びに第四の 1 の (7)、3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、 (15)、 (17) から (19) まで及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (4) の 2 から (10)</u></p>

		<p>に第八の3の(1)及び(2)を参照されたい。</p> <p>② ①により準用される第10条については、<u>第五の3の(12)の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>③ ①により準用される基準58条で定める自立訓練(機能訓練)計画について、<u>指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練(機能訓練)計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。</u></p> <p>④ ①により準用される第69条については、<u>第五の3の(12)の③のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">----- 以下、今回省略 -----</p>	<p>まで並びに第八の3の(1)及び(2)を参照されたい。 <u>(略)</u></p>
17	P.165 6行目 (改正後)	<p>(5) 準用(基準第171条)</p> <p>① 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第85条の2から第92条まで、第160条及び第161条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)か</p>	<p>(5) 準用(基準第171条)</p> <p>① 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第85条の2から第92条まで、第160条及び第161条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)か</p>

		<p>ら(8)まで((3)の②を除く。)、(10)、(13)、(17)、<u>(23)及び(26)</u>から<u>(32)</u>まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)、<u>(22)及び(23)</u>並びに第五の3の(4)の2から<u>(11)</u>まで並びに第八の3の(2)及び(3)を参照されたい。</p> <p><u>② 基準第171条の規定により準用される第10条については、第五の3の(12)の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(12)の③のとおり取り扱うものとする。</u></p>	<p>ら(8)まで((3)の②を除く。)、(10)、(13)、(17)、<u>(22)の2及び(25)</u>から<u>(31)</u>まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)、<u>(21)及び(22)</u>並びに第五の3の(4)の2から<u>(10)</u>まで並びに第八の3の(2)及び(3)を参照されたい。</p> <p><u>(略)</u></p>
18	P.167 6行目 (改正後)	<p>(2) 準用(第171条の4)</p> <p>① 基準第171条の4の規定により、基準第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第160条、第161条、第165条及び前節(第169条及び第171条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(8)まで((3)の②を除く。)、(10)、(13)、(17)、<u>(23)及び(26)</u>から<u>(32)</u>まで並びに第四の1の(7)、3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)から(19)まで及び<u>(22)</u>、<u>(23)</u>並びに第五の3の(4)の2か</p>	<p>(2) 準用(第171条の4)</p> <p>① 基準第171条の4の規定により、基準第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第160条、第161条、第165条及び前節(第169条及び第171条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(8)まで((3)の②を除く。)、(10)、(13)、(17)、<u>(22)の2及び(25)</u>から<u>(31)</u>まで並びに第四の1の(7)、3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)から(19)まで及び<u>(21)</u>、<u>(22)</u>並びに第五の3の(4)の2か</p>

		<p>ら(11)まで並びに第八の3の(2)及び(3)並びに第九の3の(1)から(3)まで((2)の③を除く。)を参照されたい。</p> <p>② ①により準用される第10条については、第五の3の(12)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される基準第58条で定める自立訓練(生活訓練)計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練(生活訓練)計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。</p> <p>④ ①により準用される第69条については、第五の3の(12)の③のとおり取り扱うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>以下、今回省略</p> </div>	<p>ら(10)まで並びに第八の3の(2)及び(3)並びに第九の3の(1)から(3)まで((2)の③を除く。)を参照されたい。</p> <p>(略)</p>
19	P.175 12行目 (改正後)	<p>(8) 準用(基準第184条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就</p>	<p>(8) 準用(基準第184条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条まで、第84条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就労移行支援の</p>

		<p>労移行支援の事業に準用されることから、第三の三の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(13)、(17)、<u>(23)及び(26)から(32)まで並びに第四の三の(6)から(9)まで</u>((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)、<u>(22)及び(23)並びに第五の三の(3)、(4)、(5)から(11)まで並びに第八の三の(1)及び(2)並びに第九の三の(3)を参照されたい。</u>この場合において第八の三の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>② <u>基準第184条の規定により準用される第10条については、第五の三の(12)の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>③ <u>同条の規定により準用される第69条については、第五の三の(12)の③のとおり取り扱うものとする。</u></p>	<p>事業に準用されることから、第三の三の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(13)、(17)、<u>(22)の2及び(28)から(31)まで並びに第四の三の(6)から(9)まで</u>((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19) <u>及び(21)から(23)まで並びに第五の三の(3)から(10)まで並びに第八の三の(1)及び(2)並びに第九の三の(3)を参照されたい。</u>この場合において第八の三の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p><u>(略)</u></p>
20	P.182 9行目 (改正後)	<p>・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入の減少が明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 (例) 災害地域に指定就労継続支援A事業所の取引先企業が所在し、生産活動収入が減少した場合</p>	<p>・激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入の減少<u>したことが</u>明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合 (例) 災害地域に指定就労継続支援A事業所の取引先企業が所在し、生産活動収入が減少した場合</p>
21	P.185 16行目 (改正後)	<p>(10) 厚生労働大臣が定める事項の評価等(基準第196条の3) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、指定就労継続支援A型事業所ごとに運営状況の評価し、一年に一回以上、評価結果をインターネットの利用そ</p>	<p>(10) 厚生労働大臣が定める事項の評価等(基準第196条の3) 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の利用を希望する者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択出来るよう、指定就労継続支援A型事業所ごとに運営状況の評価し、一年に一回以上、評価結果をインターネットの利用そ</p>

		<p>他の方法により公表すること。なお、公表に当たっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障害や知的障害等障害特性に配慮した対応を併せて実施<u>する</u>ことが望ましい。</p> <p>公表の時期については、原則毎年度4月中とする。公表方法については、当該指定就労継続支援事業所のホームページ等インターネットの利用による公表を想定しているが、ホームページがない等インターネットの利用による公表が困難な場合は、市町村等が発行する広報紙への掲載、当該指定就労継続支援事業所及び他の関係機関等での掲示等、利用者やその家族、関係機関等が簡易に情報を取得できる方法により公表すること。</p> <p>評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）を参照すること。</p>	<p>他の方法により公表すること。なお、公表に当たっては、情報のアクセシビリティにも留意し、視覚障害や知的障害等障害特性に配慮した対応を併せて実施<u>される</u>ことが望ましい。</p> <p>公表の時期については、原則毎年度4月中とする。公表方法については、当該指定就労継続支援事業所のホームページ等インターネットの利用による公表を想定しているが、ホームページがない等インターネットの利用による公表が困難な場合は、市町村等が発行する広報紙への掲載、当該指定就労継続支援事業所及び他の関係機関等での掲示等、利用者やその家族、関係機関等が簡易に情報を取得できる方法により公表すること。</p> <p>評価項目及び評価方法については、厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）を参照すること。</p>
22	P.186 8行目 (改正後)	<p>(11) 準用（基準第197条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（4）から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、<u>(23)</u>及び<u>(26)</u>から<u>(32)</u>まで並びに第四の3の（6）から（9）まで、（15）、（17）、（19）、<u>(22)</u>及び<u>(23)</u>並びに第五の3の（5）から（7）</p>	<p>(11) 準用（基準第197条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（4）から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、<u>(22)の2</u>及び<u>(25)</u>から<u>(31)</u>まで並びに第四の3の（6）から（9）まで、（15）、（17）、（19）<u>及び(21)から(23)まで</u>並びに第五の3の（5）</p>

		<p>まで、(9) から (11) まで並びに第十の3の(1)及び(7)を参照されたい。この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>② 基準第197条の規定により準用される第10条については、第五の3の(12)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(12)の③のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>から(7)まで、(9) 及び (10) 並びに第十の3の(1)及び(7)を参照されたい。この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>② 基準第197条の規定により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。</p>
23	P.188 11行目 (改正後)	<p>(2) 準用 (基準第202条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(23) 及び (26) から (32) まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)、(22) 及び (23) 並びに第五の3の(3)及び(5)から(11)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十の3の(1)及び(7)並びに第十一の3の(5)から(7)までを参照されたい。この場合</p>	<p>(2) 準用 (基準第202条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(22) の2 及び (25) から (31) まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十の3の(1)及び(7)並びに第十一の3の(5)から(7)までを参照さ</p>

		<p>において第八の三の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>れたい。この場合において第八の三の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
24	P.189 14行目 (改正後)	<p>(2) 準用 (基準第206条)</p> <p>① 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第74条、第75条、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第159条(第1項を除く。)、第160条、第193条から第195条まで及び第198条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の三の(1)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)(①を除く。)、(17)、<u>(23)</u>及び<u>(26)</u>から<u>(32)</u>まで並びに第四の1の(7)、3の(6)から(9)まで、(17)、(19)、<u>(22)</u>及び(23)並びに第五の三の(3)、(6)、(7)、(9)から<u>(11)</u>並びに第八の三の(1)(第三の三の(11)の①を除く。)及び(2)並びに第十の三の(1)及び(7)並びに第十一の三の(5)から(7)までを参照されたい。</p> <p>② 基準第202条の規定により準用される第10条については、第五の三の<u>(12)</u>の②のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>(2) 準用 (基準第206条)</p> <p>① 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第74条、第75条、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第159条(第1項を除く。)、第160条、第193条から第195条まで及び第198条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の三の(1)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)、(13)(①を除く。)、(17)、<u>(22)の2</u>及び<u>(25)</u>から<u>(31)</u>まで並びに第四の1の(7)、3の(6)から(9)まで、(17)、(19)及び<u>(21)</u>から(23)まで並びに第五の三の(3)、(6)、(7)、(9)及び<u>(10)</u>並びに第八の三の(1)(第三の三の(11)の①を除く。)及び(2)並びに第十の三の(1)及び(7)並びに第十一の三の(5)から(7)までを参照されたい。</p> <p>② 基準第202条の規定により準用される第10条については、第五の三の<u>(11)</u>の②のとおり取り扱うものとする。</p>

25	<p>P.194 1行目 (改正後)</p>	<p>(3) 職場への定着のための支援の実施（基準第 206 条の 8）</p> <p>① 指定就労定着支援の実施にあたっては、利用者の就労の継続を図るため、利用者を雇用する事業主、指定障害福祉サービス事業者や医療機関等の<u>関係機関</u>と連絡調整及び連携を行うこととしている。指定就労定着支援事業者は、利用者に関わる他の<u>関係機関</u>を主体的に把握して適宜情報共有し、<u>就労定着</u>に向けた支援について方向性の<u>確認共有</u>や役割分担を行うなど、地域における<u>関係機関</u>間のネットワークを構築して支援を行うことが望ましい。</p> <p>なお、<u>支援の方向性</u>について、<u>確認共有等</u>を行うためには、利用者の意向や他の<u>関係機関</u>の助言等を十分踏まえる必要があり、そのためには利用者を中心として、他の<u>関係機関</u>等を招いたケース会議を行うことが望ましい。その際、他の<u>関係機関</u>との利用者の個人情報等の共有等にあたっては、予め書面にて利用者の同意を得るなどの適切な手続きを経ることに留意すること。</p> <p>また、<u>就労定着支援の支援期間</u>は最大3年間となるが、<u>指定就労定着事業所は支援期間が終了するまでに、利用者が日常生活又は社会生活の課題に対して対処できるように支援していく必要があり、支援終了時点において特段の支援がなくても就労定着が実現できる状態を目指していくことが重要である。</u></p> <p><u>ただし、支援期間を越えても引き続き支援が必要であると指定就労定着支援事業所が判断した場合、就労定着に向けた取組を継続することは差し支えない。また、支援終了後において、本人、事業主、関係機関等から障害者の就労定</u></p>	<p>(3) 職場への定着のための支援の実施（基準第 206 条の 8）</p> <p>① 指定就労定着支援の実施にあたっては、利用者の就労の継続を図るため、利用者を雇用する事業主、指定障害福祉サービス事業者や医療機関等との<u>支援機関</u>と連絡調整及び連携を行うこととしている。指定就労定着支援事業者は、利用者に関わる他の<u>支援機関</u>を主体的に把握して適宜情報共有し、<u>就労継続</u>に向けた支援について方向性の<u>摺り合わせ</u>や役割分担を行うなど、地域における<u>支援機関</u>間のネットワークを構築して支援を行うことが望ましい。</p> <p>なお、<u>支援について方向性の確認</u>や<u>役割分担</u>を行うためには、利用者の意向や他の<u>支援機関</u>の助言等を十分踏まえる必要があり、そのためには利用者を中心として、他の<u>支援機関</u>等を招いたケース会議を行うことが望ましい。その際、他の<u>支援機関</u>との利用者の個人情報等の共有等にあたっては、予め書面にて利用者の同意を得るなどの適切な手続きを経ることに留意すること。</p> <p>また、<u>指定就労定着支援の支給決定期間</u>は最大3年間となるが、<u>指定就労定着支援事業所自らの判断により、支給決定期間終了後も本人の希望に応じて支援を継続することを妨げるものではない。ただし、支援を終了する場合には、本人の希望や状況、事業主の状況等に応じて同様の支援を継続する必要がある場合は利用者や事業主と十分に調整した上で、障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援機関等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）に対して、当該利用者等の状況や支援継続の必要性等を丁寧に説明、情報共有を図る</u></p>
----	----------------------------	--	--

着のための必要な協力が求められた場合には、関係機関と協力して対応するよう努めなければならない。なお、就労定着実績体制加算は、この支援を実施することを促すために設けることとしていることに留意すること。

- ② 利用者に対する職場への定着のための支援については、利用者との対面又はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を月1回以上行うことを要件としており、本人の状況を把握する中で、課題が生じた場合には、就労定着支援員が本人に代わって課題を解決するのではなく、支援期間終了後を見据え、利用者本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるように、本人の主体的な取組を支える姿勢で支援することが重要である。なお、テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を行う場合は、双方向コミュニケーションが図れること、利用者の外形的な状態が確認できること、双方向コミュニケーションにおいてリアルタイムに対応できることに留意した方法で支援を行うこと。また、厚生労働省「福祉分野における個人情報

など、適切に引き継ぐこと。この場合には、引き継ぎ後の障害者就業・生活支援センター等の支援に支障がないように支援継続の必要性は精査し、支援期間終了後に支援継続の必要性に関わらず一律に引き継ぐといたことがないようにするとともに、支援終了の少なくとも3月以上前には、本人や事業主の状況等に応じて障害者就業・生活支援センター等の支援機関に利用者の支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達する。さらに、支援終了後においても事業主や支援機関から障害者の職場定着のための必要な協力が求められた場合には、支援機関と協力して支援を行うよう努めなければならない。

- ② 利用者に対する職場への定着のための支援については、利用者との対面又はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を月1回以上行うことを要件としており、本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけではなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるようになることを目的に支援することが必要である。なお、テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を行う場合は、双方向コミュニケーションが図れること、利用者の外形的な状態が確認できること、双方向コミュニケーションにおいてリアルタイムに対応できることに留意した方法で支援を行うこと。また、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に対

報保護に関するガイドライン」等に対応していること。

また、利用者を雇用する事業主に対しては、月1回以上、職場での利用者の状況を把握することを努力義務としている。利用者の中には、障害を開示せずに就職する場合があります、就労定着支援員が事業主に接触できない場合もあるため努力義務としたところであるが、就労定着支援においては、職場における利用者の状況を確認し、就労定着にかかる課題を把握した上で、利用者を雇用した事業主に対して障害特性について理解を促すこと等も求められるため、障害非開示での就職のような、特段の合理的な理由がある場合を除いては、月1回以上の事業主の訪問を可能な限り行うことが求められる。

なお、指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った日の属する月において、利用者等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提供を1回以上行わなかった場合には、当該利用者に対する当該月の就労定着支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意すること。

③ 就労定着支援は、支援期間終了後を見据え、支援終了時点において特段の支援がなくても就労定着が実現できる状態を目指しているものであるが、仮に、支援期間が終了するまでに解決しがたい具体的な課題が見込まれ、引き続き一定期間にわたる支援が必要な場合には、当該支援の必要性について十分に精査し、利用者と調整した上で、障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援機関等

応していること。

利用者の職場での状況を把握するため、月1回以上の当該利用者の職場に訪問することを努力義務としている。利用者の中には、障害を開示せずに就職する場合があります、就労定着支援員が事業主に接触できない場合もあることから、努力義務としたところである。しかしながら、就労定着支援においては、職場の状況を把握することを通じ、必要に応じ、利用者を雇用する事業主に対して障害特性について理解を促すなどの支援を実施することも求められるため、障害非開示での就職のような、特段の合理的な理由がある場合を除いては、月1回以上の事業主の訪問による当該利用者の職場の状況の把握を可能な限り行うことが求められる。

なお、指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った日の属する月において、利用者等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提供を1回以上行わなかった場合には、当該利用者に対する当該月の就労定着支援の基本報酬は算定できないこととなるので留意すること。

		<p><u>(以下「障害者就業・生活支援センター等」という。)に対し、支援終了後の継続的な支援を依頼すること。この場合、支援終了後の継続的な支援の必要性を精査せず、支援期間が終了したことをもって一律に引継ぐといったことがないようにするとともに、引継ぎ先の業務に支障がないよう、支援終了の少なくとも3月以上前には、障害者就業・生活支援センター等に対して当該利用者等の状況や具体的な課題等支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達すること。</u></p>	
26	P.222 12目 (改正後)	<p>(12) 準用 (基準第213条)</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条及び第170条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)、<u>(23)及び(26)から(32)まで並びに</u>第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(3)を参照されたい。</p>	<p>(12) 準用 (基準第213条)</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33の2、第35の2条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条及び第170条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17) <u>(22)の2及び(25)から(31)まで並びに</u>第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(3)を参照されたい。</p>
27	P.228 1行目 (改正後)	<p>⑤ 準用 (基準第213条の11)</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条まで、第88条、第90条、第92条、第170条の2、第210条の2から第210条の6ま</p>	<p>⑤ 準用 (基準第213条の11)</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条まで、第88条、第90条、第92条、第170条の2、第210条の2から第210条の6ま</p>

	<p>で及び第 211 条の 3 から第 212 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)、<u>(23) 及び (26) から (32) まで並びに</u>第四の 3 の (2)、(7)、(9)、(15)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (7) 及び (9) 並びに第九の 3 の (3) 並びに 3 の (1) から (4) まで及び (7) から (11) までを参照されたい。</p> <p>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の (12) を参照されたい。</p>	<p>で及び第 211 条の 3 から第 212 条の 4 までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17) 及び <u>(24) から (28) まで並びに</u>第四の 3 の (2)、(7)、(9)、(15)、(19) 及び (21) から (23) まで並びに第五の 3 の (7) 及び (9) 並びに第九の 3 の (3) 並びに 3 の (1) から (4) まで及び (7) から (11) までを参照されたい。</p> <p>なお、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用される基準第 74 条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、3 の (12) を参照されたい。</p>
--	---	--

- 別紙3 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.83 10行目 (改正後)	<p>(49) 虐待の防止（基準第54条の2）</p> <p>① 同条第1<u>号</u>の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の3つがある。 <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の施設長（管理者）や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業</p>	<p>(49) 虐待の防止（基準第54条の2）</p> <p>① 同条第1<u>項</u>の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の3つがある。 <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の施設長（管理者）や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業</p>

	<p>者に周知徹底することが必要である。</p> <p>なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のような対応を想定している。</p> <p>ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業員は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。</p> <p>ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。</p>	<p>者に周知徹底することが必要である。</p> <p>なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のような対応を想定している。</p> <p>ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業員は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。</p> <p>ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。</p>
--	---	---

	<p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>② 指定障害者支援施設は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p>	<p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>② 指定障害者支援施設は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p>
--	---	---

	④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。	④ 同条第3項の虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。
--	---	---

- 別紙4 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 40 20行目 (改正後)	<p>① 同条第第1項の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>の3つがある。</p> <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。</p> <p><u>なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催す</u></p>	<p>① 同条第第1項の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>の3つがある。</p> <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。</p>

		<p><u>ることが必要である。</u></p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>	<p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>
2	P. 43 7 行目 (改正後)	<p>③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。<u>なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</u></p>	<p>③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。<u>なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</u></p>

- 別紙5 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.43 7行目 (改正後)	<p>① 同条第第1項の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>の3つがある。</p> <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。</p> <p>なお、<u>虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催する</u></p>	<p>① 同条第第1項の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>の3つがある。</p> <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。</p>

		<p><u>ことが必要である。</u></p> <p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>	<p style="text-align: center;">以下、今回省略</p>
2	P. 45 6 行目 (改正後)	<p>③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p>	<p>③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である、<u>なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</u></p>
3	P. 49 15 行目 (改正後)	<p>⑤ <u>④</u>の規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第5条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び<u>④</u>の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>⑤ <u>エ</u>の規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第5条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び<u>エ</u>の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>

- 別紙7「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.15 10行目 (改正後)	⑦ 指定児童発達支援の単位（基準第5条第 <u>5</u> 項） ⑧ 児童発達支援管理責任者との職務との兼務について（基準第5条第 <u>8</u> 項）	⑦ 指定児童発達支援の単位（基準第5条第 <u>4</u> 項） ⑧ 児童発達支援管理責任者との職務との兼務について（基準第5条第 <u>6</u> 項）
2	P.53 19行目 (改正後)	③ 同条同項第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。	③ 同条同項第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。
3	P.80 3行目 (改正前)	(3) 準用（基準第71条） 基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条、第51条第1項及び第52条から第	(3) 準用（基準第71条） 基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条、第51条第1項及び第52条から第

		<p>54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)、(14)、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。この場合、(15)中「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン(平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)とあるのは「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン(平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 」と読み替えるものとする。</p>	<p>54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)、(14)、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(37)まで、(38)の①及び(39)から(41)までを参照されたい。この場合、(15)中「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン(平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)とあるのは「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン(平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)と読み替えるものとする。</p>
4	P.85 5行目 (改正後)	<p>(4) 準用(基準第71条の14)</p> <p>基準第71条の14により、第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、<u>第38条の2</u>、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第63条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(31)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。</p>	<p>(4) 準用(基準第71条の14)</p> <p>基準第71条の14により、第12条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項及び第5項を除く。)、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第41条から第45条まで、第47条、第49条、第50条、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第63条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)、(31)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。</p>

5	P. 86 12 行目 (改正後)	<p>(1) 準用 (基準第 79 条)</p> <p>基準第 79 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条、第 26 条 (第 4 項及び第 5 項を除く。)、第 27 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、<u>第 38 条の 2</u>、第 41 条、第 43 条から第 45 条まで、第 47 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条第 1 項、第 52 条から第 54 条まで、第 63 条の 2 及び第 71 条の 11 から第 71 条の 13 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (2) から (11) まで、(13) から (19) まで、(21)、(23) から (25) まで、(27)、(28)、(31)、(33) から (35) まで、(37) から (39) まで、(40) の①、(41) から (43) まで及び第六の 3 の (1) から (3) までを参照されたい。</p>	<p>(1) 準用 (基準第 79 条)</p> <p>基準第 79 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条、第 26 条 (第 4 項及び第 5 項を除く。)、第 27 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 36 条まで、第 38 条、第 41 条、第 43 条から第 45 条まで、第 47 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条第 1 項、第 52 条から第 54 条まで、第 63 条の 2 及び第 71 条の 11 から第 71 条の 13 までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (2) から (11) まで、(13) から (19) まで、(21)、(23) から (25) まで、(27)、(28)、(31)、(33) から (35) まで、(37) から (39) まで、(40) の①、(41) から (43) まで及び第六の 3 の (1) から (3) までを参照されたい。</p>
6	P. 90 2 行目 (改正後)	<p>2 文書の取扱いについて</p> <p>(1) 電磁的記録について</p> <p>基準第 83 条第 1 項は、指定障害児通所支援事業者等及びその従業者等 (以下「事業者等」という。) の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。令和 3 年 7 月 1 日施行予定。</p>	<p>2 文書の取扱いについて</p> <p>(1) 電磁的記録について</p> <p>基準第 31 条第 1 項は、指定障害児通所支援事業者等及びその従業者等 (以下「事業者等」という。) の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。令和 3 年 7 月 1 日施行予定。</p>
7	P. 90 20 行目 (改正後)	<p>③ その他、基準第 83 条第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。</p>	<p>③ その他、基準第 31 条第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。</p>

8	P. 91 1行目 (改正後)	(2) 電磁的方法について 基準第83条第2項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。令和3年7月1日施行予定。	(2) 電磁的方法について 基準第31条第2項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。令和3年7月1日施行予定。
9	P. 92 12行目 (改正後)	ウ ア _a の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	ウ ア(a)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
10	P. 93 9行目 (改正後)	③ その他、基準第83条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。	③ その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

○ 別紙8 「「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.41 16行目 (改正後)	<p>③ 同条同項第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。<u>。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</u></p>	<p>③ 同条同項第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。<u>。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</u></p>

○ 別紙9「「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.41 9行目 (改正後)	<p>① 同条第第1項の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>の3つがある。</p> <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。</p> <p>なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要である。</p>	<p>① 同条第第1項の虐待防止委員会の役割は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>の3つがある。</p> <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。</p> <p>なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、<u>感染対策委員会（要確認）</u>と関係する職</p>

		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">以下、今回省略</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">以下、今回省略</div>
2	<p>P. 43 12 行目 (改正後)</p>	<p>③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p>	<p>種等が相互に関係が深いと認められることから、これらと一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>③ 同条第2項の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p>